

不審な電話や訪問等の一覧

No.50	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年6月12日(火)～13日(水)
場所	佐賀県唐津市
内容	<p>唐津市内の被保険者(女性)宅に「(年金か医療費どちらかは不明の)払い戻しがある。唐津市内の金融機関であれば振り込みができるので口座番号を教えてください。」との電話があったとのこと。その場では、口座番号を教えていない。</p> <p>被保険者の娘が市役所へ口座番号を書いたメモを持参され、「払い戻しがあると電話があったので持ってきた。」と相談があり、本事実が判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所に還付金を確認し、該当なし。 ・高額療養費、介護保険等の還付金を確認し、該当なし。 ・被保険者の夫が重度障害医療費助成を受けているため口座登録の状況を確認したところ、登録済み。 <p>上記の3点について確認し、市役所等から電話で口座番号の確認をすることはしないことを娘に説明。内容から振り込め詐欺の疑いがあるため、再度電話があっても、相手方の指示に従わないように伝えた。</p> <p>また、管内の防災無線で注意喚起の放送を行った。</p>

No.49	
種類	不審訪問
発生年月日	平成24年6月12日(火)
場所	栃木県足利市
内容	<p>足利市内の被保険者宅に、市役所職員と思われる男性が訪問し、「後期高齢者の〇〇(〇〇は聞き取れなかったため不明)を見せてください」と言われた。</p> <p>しかし被保険者が、「娘が管理をしているのでここには無い。後で来てもらえるか。」と答えたところ、そのまま帰ってしまった。</p> <p>その後、被保険者の娘から市役所に「職員が訪問をしているのか。」との問い合わせがあったため、本事例が発覚した。</p>

No.48	
種類	不審電話及び訪問
発生年月日	平成24年5月下旬
場所	宮崎県宮崎市
内容	<p>5月下旬に、市役所職員を名乗る者より、宮崎市内の被保険者宅(81歳)に「亡くなった御主人に関して返金するお金があるが、通帳の末尾の番号がわからないので家に行きます。」と、電話があった。後日(日時は不明)、市役所職員を名乗る者が家に来たので、口座番号を全て教えた。</p> <p>以上の話を聞いた隣人の方が不審に思い、宮崎市国保年金課へ確認の電話を行った。「市</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	役所でこのようなことをする場合があるのか？」との問いに対し、「市役所又は後期高齢者医療広域連合の職員が自宅に出向き通帳を確認するようなことはない。」と回答した。
--	--

No.47	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月31日（木）～6月7日（木）
場所	東京都
内容	<p>ケース1</p> <p>平成24年5月31日午前11時5分に、都内区部在住の被保険者宅に「過去10年分の医療費が戻る期限が今日である。手続きがまだしていないので銀行に行き、今から言う電話番号にかけてほしい。」という電話があった。</p> <p>被保険者は名前、住所、生年月日、資産状況等を聞かれ、答えてしまったが、不審に思ったため、区役所に電話をかけ直し確認したことによって、不審電話であることが発覚した。</p> <p>区役所では電話等により、ATMでの操作を依頼することはなく、何かあれば必ず書面による連絡をしている旨を伝えた。また、今後の被害拡大防止のために、すぐに最寄の警察に相談するように伝えた。</p> <p>ケース2</p> <p>平成24年6月5日午前10時45分頃、都内市部在住の被保険者宅に市役所の田中と名のる者から、医療費の還付があるので至急年金事務所に電話し、その際に今から伝えるお客様番号を言い還付の手続きをするように指示された。</p> <p>被保険者が、電話をしたところ、「医療費の還付金49,225円の還付申請書を以前送付しましたが届いていますか。5月31日までが申請期限となっていますが、すぐに手続きを行えば間に合います。ATMへ行って確認してください。」と言われた。</p> <p>不審に思った被保険者が家族に相談し、家族から市役所に確認の電話があった。</p> <p>市役所の後期高齢者医療保険料や医療費には還付するものがなく、市役所から電話をしたこともないことを伝え、警察に連絡をするように伝えた。</p> <p>この日に市民の方から同様の問合せが国民健康保険係6件、後期高齢者医療係5件あった。なお、市役所からも警察に連絡した。</p> <p>ケース3</p> <p>平成24年6月5日午後2時30分頃、都内区部在住の被保険者宅に医療保険庁を名乗る女（機械音声）から電話があり、被保険者の妻が対応した。</p> <p>電話の内容は、機械音声でアンケートの回答を誘導するものであり、「質問にお答えください。」とアナウンスがあったとのこと。</p> <p>電話を受けた被保険者の妻は不審に思い、電話をすぐに切ったが、先週にも同様の電話があったため、区役所から電話でのアンケートを実施しているか否かを区役所へ問い合わせたことにより発覚した。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

区役所からは、そのような電話でのアンケートを実施していないことを説明し、今後も回答する必要はないこと、昨年末から区内・都内で不審電話情報が多く寄せられていることを伝え、振り込め詐欺につながるような事案には今後も十分に注意するよう伝えた。

今回は、不審に思った被保険者の妻がすぐに電話を切ったため、詳細な情報はないが、機械音声で個人情報等を聞き出すような手口であると推測される。

ケース4

平成24年6月6日午前11時頃に、都内区部在住の被保険者宅に区役所の保険課を名乗る者から電話があり、「平成18年から23年までの5年間の医療費が、4万9千円くらい戻る。区から社会保険事務所にお金に移っているので、電話で手続きができるから、まずは電話してほしい。」と言われた。

被保険者は不審に思い、「社会保険事務所は家の近くだから直接行きます。」と言ってすぐに電話を切った。

区役所で被保険者の状況について確認したところ、対象となる高額療養費や保険料の還付金などは無く、不審電話と思われることを説明した。

ケース5

平成24年6月6日午後1時頃、都内区部在住の被保険者宅に社会保険事務所を名乗る者から電話があり、「5月31日までに手続きが必要なので電話をして欲しい。」と言われたので、指定された電話番号に掛け直したところ不通であった。

被保険者が不審に思い、区役所に電話をしたことにより、区役所で被保険者の状況について確認したところ、対象となる高額療養費や保険料の還付金などは無いことが分かり、不審電話と思われることを説明した。

ケース6

平成24年6月6日午後1時30分頃に、都内区部在住の被保険者宅に区役所の医療保険課のイタクラと名乗る男性から電話があり、「24年1月分の医療のことについて話を伺いたい。」との申し出だった。

被保険者は、平成24年5月に区から届いていた医療費通知書についての内容だと思い、「書類を持って来るから、掛け直す。」と話したところ、電話番号を教えられ、一旦電話を切った。

被保険者が不審に思い、区役所に電話をしたことにより、区役所で被保険者の状況について確認したところ、対象となる高額療養費や保険料の還付金などは無いことが分かり、不審電話と思われることを説明した。

ケース7

平成24年6月7日午前11時50分頃、都内区部在住の被保険者宅に社会保険の職員を名乗る人物から電話があった（電話の対応は、非常に役所的な、落ち着いた感じであった）。

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>電話の内容は、「医療費の差額の還付金が5年分で4万円ほどあるが、まだ還付手続きがされていない。これが最後のお知らせとなるが、昼は役所が込み合うので、今すぐに指定する番号に電話してほしい。」とのことであった。</p> <p>電話相手が「すぐに電話するように。」と何回も執拗に言うので、被保険者が不審に思い区役所に連絡したことにより、不審電話であることが判明した。</p> <p>ケース 8</p> <p>平成24年6月7日正午頃、都内区部在住の被保険者宅に、「医療費の還付金49,322円がある。本日中の手続きが必要だ。指示する年金事務所の電話番号にあなたの問い合わせ番号を名乗って連絡してほしい。」と電話連絡があった。</p> <p>被保険者が、指示どおり連絡したところ、口座を聞かれ、すぐにATMに行き入金内容を確認するように言われたため、口座番号を教えた。</p> <p>ATMに行くように余りにもしつこく言うので、被保険者は不審に思い区役所に連絡した。区役所では、上記のような還付金の支払いはあり得ない旨を伝え、警察に通報するように伝えた。</p> <p>ケース 9</p> <p>平成24年6月7日午後2時頃、都内区部在住の被保険者宅に、「医療還付金の提出期限が5月30日であり、医療事務所に手続きをするように。」との電話があった。</p> <p>電話の相手は名乗らず、折り返し電話する旨を伝えると、連絡先も告げずに電話を切られてしまった。</p> <p>医療費の還付についての電話かも知れないため、念のため区役所に問い合わせたことにより、不審電話であることが判明した。区役所では、振り込め詐欺の可能性があると注意喚起した。</p>
--	---

No. 4 6	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年6月7日(木)
場所	佐賀県佐賀市
内容	<p>ケース 1</p> <p>佐賀市在住の被保険者(女性)宅に、男性(氏名不明)から「高額療養費を振り込んだので確認をお願いしたい。高額療養費の決定通知書の指定口座は佐賀銀行である」との電話があった。</p> <p>被保険者が「佐賀銀行のカードは持っていない」と答えたところ、男性から、「郵便局のカードでも確認できる」と言われたとのこと。また、相手先の電話番号(0120-.....)を告げられる。</p> <p>その後、被保険者が佐賀市内の郵便局へ行き、相手の指示通りにATMを操作し、暗証番号を忘れたため郵便局職員に問い合わせたところ、職員が不審に思い操作を中断した。</p> <p>郵便局職員から広域連合に報告があり事案が判明。郵便局側から警察への通報を検討さ</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>れているとのこと。</p> <p>ケース2</p> <p>午前10時半ころ、佐賀市在住のの被保険者（男性）宅に佐賀市役所保険課のサカモトと名乗る男から、「高額療養費の還付金が49,487円あるため、振込先を教えてください。本日中に手続きをしないと払い戻しの権限が市役所から社会保険事務所へ移ってしまうため、早く手続きを行いたい。いったん電話を切って、フリーダイヤル(0120-.....)へ電話し、お客様番号を伝えてくれ」と電話があった。</p> <p>妻が対応し、フリーダイヤルに電話したところ、サイトウと名乗る男が出て「カードを使っている口座の振込先を教えてください。」と言われ、銀行の口座、暗証番号を伝えた。サイトウから市内某ショッピングセンターのATMでの操作を促されたが、別のスーパーで行いたい旨伝えたところ、対応が荒々しくなったとのこと。</p> <p>その対応の仕方を不審に思い、市役所へ問い合わせをしたところ、ぞ案が判明した。</p> <p>市では、口座番号伝えていることから、悪用される可能性もあるため、警察へ相談するよう案内した。また、市役所の職員が、電話でATMへ誘導し操作を指示するようなことは行わない旨伝え、同様の電話があった場合は、まず市役所に問い合わせるよう注意を促した。</p>
--	--

No.45	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年6月6日(水)
場所	大阪府大阪市東住吉区
内容	<p>14時15分ごろに、大阪市東住吉区の後期高齢者医療制度の被保険者（男性）宅に、不審な電話があった。</p> <p>男の声で「医療費の還付があるので、キャッシュカードを用意してほしい。」との内容であった。被保険者が「わからない。」と答えたところ、「わかる奥さんはいるか。」と言われたため、被保険者が「いない。区役所へ出向きませんか。」と答えたところ、電話が切れた。</p> <p>不審に思った被保険者が、問合せの電話を区役所に架けたことから、本事案が判明した。</p>

No.44	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年6月6日(水)
場所	三重県四日市市
内容	<p>事例1</p> <p>午前10時45分頃、市内被保険者（75歳女性）宅に、四日市市役所のオカダと名乗る男から電話があり、「5年間分の医療費過払い金49,487円を還付する。5月末が期限だったが未手続きのため、通帳番号を教えてください。」と言われたため、本人が答え</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>ないでいると「社会保険事務局の電話番号0120-●●-●●●●の内線●●●-●●●●●●●●●●に問い合わせるように。」と言って電話は切れた。</p> <p>本人は最近、駐在所警察官から注意喚起を受けていたため、不審電話と気づき何も答えず、告げられた番号に電話をしていないとのこと。</p> <p>事例2</p> <p>11時頃、市内被保険者（83歳女性）宅に四日市市役所を名乗る男（名前不明、若く親切で丁寧な話し方のため、当初不審に思わなかった。）から電話があり、「夫婦の医療費の還付が49,487円あり、書類送付してあるが未手続きである。本日、午前中が手続き期限である。」と言われ、本人が「書類送付された記憶がない。」と答えると「社会保険事務局の電話番号0120-●●●●-●●●●●●●●●●に問い合わせるように。」と言われました。</p> <p>本人は書類を探しましたが見当たらないため、教えられた番号に電話するとサイトウという若い男が出て「通帳番号を教えてほしい。」と言われたため、こわくなって何も答えず電話を切った。自分の妹に相談したところ、本人の夫は3年前に死亡しているため不審電話ではないかと言われ、市役所保険年金課に通報したとのこと。</p> <p>事例3</p> <p>午後1時30分頃、市内被保険者（86歳女性）宅に、四日市市役所のオカダと名乗る男から電話があり、「昨年1年間の医療費の還付について、1月に水色の封筒で書類を送った。」と言われ、同居する本人の弟が「わからない。」と答えると「社会保険事務局の電話番号059-●●●●-●●●●●●●●●●に問い合わせるように。」と言われたため不審に思い、市役所保険年金課に通報した。本人の個人情報は何も教えていないとのこと。</p>
--	--

No.43	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年6月4日（月）
場所	福岡県福岡市
内容	<p>朝方（時間不明）、福岡市内の被保険者宅に、博多区社会保険事務のインダと称する人物から電話があり、「医療費の払戻しが49,892円ある。申請期限が6月5日までなので、本日中にATMで手続きをするように」と指示があった。</p> <p>その後、ATMに行き携帯電話で相手に指示されたとおりにATMを操作し帰宅した。操作の際には、「還付金の振込みは6月5日（火）になる」と言われた。</p> <p>翌日、振込みがされているか通帳を確認したところ、451,920円引き落とされたことに気付いた。振込先は「コガ ○○○○」となっていた。</p> <p>なお、他に博多区在住の6人の方から同様の通報があったが、幸いにも被害はなかった。</p>

No.42	
種類	不審電話

不審な電話や訪問等の一覧

	震災の減免も受けており、昨年に保険料の還付も受け終わっているはずなので、怪しいと思い区役所に確認に来たため判明した。
--	--

No. 3 9	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月31日（木）
場所	秋田県大館市
内容	<p>午前10時半頃、市役所保険課を名乗る男性から大館市内の女性被保険者（93歳）宅に電話があり、同居している息子が対応した。電話の内容は、平成18年からの医療費の還付金が4万9千円程度あり、手続き先の電話番号を教えるのでそちらの指示に従ってほしい、とのことであったが、電話番号を教える前に電話が切れた。</p> <p>不審に思った息子から市役所へ電話があり、市の担当者が当該被保険者の給付状況を確認したところ、高額療養費還付用の口座を登録しており、還付の履歴も確認できたが、現在は還付金は発生していなかった。また、保険課でも当該被保険者宅へ電話した者はいなかった。</p> <p>市の担当者は、上記の旨を息子に電話し、内容から振り込め詐欺の疑いがあるため、再度電話がかかってきても相手方の指示に従わないよう伝えた。</p>

No. 3 8	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月25日（金）
場所	広島県尾道市
内容	<p>被保険者である女性宅に市役所職員を名乗る若い男から、「医療費の払い戻しがある。先日送付した黄色の文書は届いているか。キャッシュカードを持っているか。」と電話があった。被保険者が、そのような文書は見えていない。キャッシュカードは持っていないと答えると、「郵便局から受け取れるようにするので、2時までには電話をしてください。」と言われた。被保険者が電話すると整理番号を告げられた後、「平成18年から平成23年までの医療費48,985円を返します。」と言われた。</p> <p>その後何の連絡もなく、不審に思った被保険者が近所の人に相談したところ、詐欺ではないかと思い、確認のため尾道市役所に来庁したことで事件が発覚した。</p> <p>なお、被保険者は、氏名・生年月日・1人暮らしであることを電話の相手に伝えたが、金銭的被害はない。</p>

No. 3 7	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月28日（月）
場所	茨城県古河市
内容	午前、古河市内の被保険者宅に「市役所のヤマダ」と名乗る者から「医療費の還付金

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>49,339 円がある。今日が手続きの期限であり、すぐに社会保険事務所に連絡して手続きをとってほしい」と電話があった。被保険者が指示された番号に電話をすると、現在使われていないとのアナウンスが流れ、電話はつながらなかった。</p> <p>その後、被保険者が市担当課に相談したことで、当該事案が判明した。市担当課では、そのような不審電話には対応しないよう被保険者に注意を促した。</p>
--	---

No.36	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月24日(木)
場所	山口県山陽小野田市
内容	<p>山陽小野田市内の住民の方(2名)に不審電話と思われる電話があった。</p> <p>いずれも山陽小野田市職員オザキ(実在しない)を名乗る男性からで、内容は、「高額療養費でお返りする金額があるが、まだ手続きをされていない。」というものと、「高額療養費でお返りする金額が過去5年分あり、封書で送付しているが、届いているか。」といったもの。住民の方が手続きについて、細かく尋ねると、いずれの電話も途中で切れたので、確認のため山陽小野田市国保年金課に連絡され、事案が判明した。</p> <p>山陽小野田市では、いずれの方にも高額療養費の未支給分がないことを確認し、「オザキ」という職員は実在しないこと、次に同様の電話があっても指示に従わず、市役所に相談することを伝えた。</p> <p>なお、山陽小野田市には、この連絡の後、同様の手口の不審電話の相談が3件寄せられている。いずれも実際の被害は出ていない。</p>

No.35	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月11日(金)～22日(火)
場所	東京都
内容	<p>ケース1</p> <p>平成24年5月11日(金)午後1時頃に、都内市部在住の被保険者宅に、「医療費の還付が49,000円あるので、口座番号を教えてください。」との電話があった。</p> <p>相手から折り返しの電話番号(フリーダイヤル)を伝えられたので、市役所に確認を試みたとのこと。</p> <p>市で調べた結果、保険料、高額療養費等の還付は発生しておらず、市から電話をした記録もないことから、詐欺の可能性が高いので警察に相談するとともに、再度電話があった場合は、相手の所属、氏名等を聞き取るよう伝えた。</p> <p>また、同様の問い合わせが、国民健康保険の被保険者からもあった。</p> <p>ケース2</p> <p>平成24年5月11日(金)午後2時頃に、都内区部在住の被保険者宅に区役所の福祉</p>

不審な電話や訪問等の一覧

課のモリタと名乗る男性から、「区に在住の後期高齢被保険者に59,200円の高額療養費未払い分がある。」と電話があり、「銀行ATMへ行き、指定する電話番号に電話をしてほしい。」と言われ、登録ナンバー（No.）を伝えられた。さらに、預金残高を確認され、「手続きは、厚生省でも急いでいるので本日中にやってほしい。」とのことで電話が切られた。

不審に思った被保険者が、区役所に確認の電話をしてきたため、区役所からはそのような電話はしていないので、警察に相談するように伝えた。

ケース3

平成24年5月21日（月）午前9時20分頃、都内区部在住の被保険者宅に社会保険庁の職員を名乗る人物から（声の調子から中年男性・早口）電話があった。

「この1月に還付金が発生しているが、期限が迫っているので書類を送付したい。」とのことであった。

不審に思った被保険者が、顧問の会計事務所に連絡したところ「区役所に連絡した方が良い。」といわれ保険年金課へ情報提供を行った。

ケース4

平成24年5月21日（月）午前11時頃、都内市部在住の被保険者宅にイトウと名乗る人物から電話あり、「後期高齢者の還付があり、4月締切だがまだ提出されていない。この電話の質問に答えてもらえば、還付申請として取り扱う。」と説明され、預金の有る銀行名と預金額を質問された。

被保険者が、銀行名と預金額が20万円程度である旨を答えるとそれ以上は質問されなかったとのことであった。

ケース5

平成24年5月22日（火）、都内区部在住の被保険者宅に福祉課の職員と名乗る男から、「高額療養費が発生しているので、受け取るためには手続きをする必要がある。」との電話があった。

当初、電話に出たのは被保険者の妻であったので、夫に電話を取り次ぐ旨を男に告げると電話が切れた。この不審電話では、口座番号を教えてしまうなどの被害は無かった。

ケース6

平成24年5月22日（火）、都内区部在住の被保険者宅に区役所職員のナカヤマと名乗る男から、「高額療養費として82,000円程返還するものがある。1月に書類を送ったが、申請がないまま期限が過ぎてしまっている。明日までに霞ヶ関の社会保険庁に行って手続きをしてほしい。」と電話があった。

また、生年月日や家族構成、最近かかった病院などを聞かれ、男に教えてしまった。

不審な電話や訪問等の一覧

種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月22日（火）
場所	長崎県長与町
内容	午前11時頃、本県の長与町において、後期高齢者被保険者宅へ役場職員（名前は聞かなかった）を名乗る男性から、平成18年から平成23年までの期間で医療費還付金があるので、電話番号を指定して掛け直して欲しいという内容の電話があった。掛けてきた男は、その指定した電話番号を社会保険事務局だと言っていたが、実際に掛けてみると町内の個人宅へ繋がり、全く関係ない方だった。不審に思った被保険者が役場へ通報し、事案が発覚した。

No.33	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月22日（火）
場所	沖縄県那覇市
内容	<p>ケース1</p> <p>那覇市内の被保険者宅へ「市役所から医療費還付の書類を送付したが、手続きがされていない。手続きをしてほしいが、市役所での手続きは先週の金曜日までになっているため、社会保険事務所に電話（フリーダイヤル）をかけ、手続きをしてほしい。」という内容の電話があった。またその際に、携帯電話番号を聞かれたが、携帯を持っていないと答えた。</p> <p>その後、教えられた電話番号に電話をかけたが、相手が電話をとらなかったため、不審に思い、那覇市役所に問い合わせをし、本事案が判明した。</p> <p>その他、同市において同様の事例が1件確認されている。</p> <p>ケース2</p> <p>那覇市内の被保険者宅へ「社会保険事務所だが、医療費の還付があるので、今日中に社会保険事務所に電話（フリーダイヤル）をかけ、手続きをしてほしい。」という内容の電話があった。説明を受け、指示通り銀行のATMに行き、「あなたの認証番号は〇〇〇〇です。」と言われ、番号を打ち込んだ。</p> <p>その後、教えられた電話番号に電話をかけたが、相手が電話をとらなかったため、不審に思い、23日（水）に那覇年金事務所国民年金課に問い合わせをした。その後社会保険事務所から那覇市役所へ不審電話があったとの問い合わせが寄せられ、本事案が判明した。</p> <p>その他、同市において同様の事例が2件確認されており、いずれも金銭的被害が発生している模様。被害額については捜査中とのこと。</p>

No.32	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月21日（月）

不審な電話や訪問等の一覧

場所	岐阜県
内容	<p>ケース 1</p> <p>5月21日(月)午前11時頃、役場職員を装った、「医療手続きの、本日締め切りで未請求の還付金があるので、社会保険事務所(0120-〇〇〇〇)へ確認してください。」との電話あり。</p> <p>指定された番号にかけると、社会保険事務所のイナガキを名乗る人物につながり、「還付金は49,783円で、本日までが期日なので、キャッシュカードを持って、近くのキャッシュコーナーに行ってください。あなたの番号は〇〇ですから、その番号を押してください。」と言われた。しかし、何の還付金かよくわからなかったため、役場に電話を連絡をし、不審電話と判明。</p> <p>ケース 2</p> <p>さらに同日午前11時30分頃、「妻が698,456円振込みをしてしまった。」と被保険者が相談に来た事案が判明。</p>

No. 31	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月18日(金)
場所	青森県青森市
内容	<p>市役所のダテと名乗る男性から不審電話があったとの相談・問い合わせが、青森市内の被保険者の娘から広域連合に寄せられた。</p> <p>被保険者は3年前に死亡したことを伝えたが、「被保険者への還付金が49,000円程あり、15時までに手続きすれば還付される。八戸市の社会保険事務所に書類を送ってしまったため、フリーダイヤルに連絡して振込手続きを行ってもらうので、携帯電話・通帳・キャッシュカード・保険証はあるか。」という内容であった。</p> <p>被保険者の娘はATMまで足を運んだが、何年も使用していないキャッシュカードであるためまだ使用できるかわからず、また携帯電話も忘れたため、金融機関の職員からフリーダイヤルに電話をしてもらい、ATMの操作をした。キャッシュカードの残高がなかったため、その旨をフリーダイヤルの相手に伝えたところ、月曜日に還付金が郵送されると言われ電話を終えた。</p> <p>その後、不審電話に関する新聞記事を見て、不審に思い広域連合に問い合わせし、本事案が判明した。</p>

No. 30	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月18日(金)
場所	岐阜県北方町
内容	事例 1

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>午前10時50分に、役場職員を名乗り「12月に高額医療費40,000円を返還する案内通知を送付したが、申請書の返信がない。返還先金融機関口座を教えてください。」と言われた。</p> <p>本人が、後で確認して電話するので連絡先を聞くと「〇〇ピョンヤン」といって電話が切れた。不審に思い、11時頃に北方町役場住民保険課へ問い合わせたところ、本事案が判明した。</p> <p>事例2</p> <p>同日、午前10時に役場職員サカモトを名乗り、「医療費を返還する案内通知を送付したが、申請書の返信がない。返還先金融機関口座を教えてください。0120-●●●-●●●●に連絡してほしい。」と言われたため、本人がその後電話し、金融機関口座を連絡してしまった。</p> <p>不審に思い、13時15分頃に北方町役場住民保険課へ問い合わせたところ、本事案が判明した。その他合計4件の同様の問い合わせが役場にありました。</p>
--	---

No.29	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月18日(金)
場所	青森県青森市
内容	<p>所属・氏名は聞き取れなかったが、男性から不審電話があったとの相談・問い合わせが、青森市内の78歳の女性から広域連合に寄せられた。</p> <p>「医療費が還付される通知(ハガキ)が送られているはずだが、その通知が最終であるため急いで手続きを行って欲しい。</p> <p>フリーダイヤルに電話して欲しい。また、その際に番号を聞かれるが、その番号は「990xx」である。」という電話内容であった。</p> <p>電話をかけてきた男性のところへ訪ねると伝えたところ、八戸市で遠いため電話で対応したいということだったが、本人が間違い電話と思ったため電話を切った。</p> <p>その後、不審に思い広域連合に問い合わせし、本事案が判明した。</p>

No.28	
種類	不審訪問
発生年月日	平成24年5月17日(木)
場所	佐賀県佐賀市
内容	<p>12:30頃、佐賀市の被保険者(後期高齢)宅に「役場からきた」と男性(年齢不詳)が訪問。男性は被保険者宅の電話番号を聞き取った後、自身の携帯電話に登録した。また、「口座番号を確認したい」と言われたことから通帳を差し出し、通帳の預金残高等を確認して「また来る」と言って帰った。口座の暗証番号は教えておらず、男性は口座番号を控えたりはしなかったとのこと。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>当時自宅には被保険者しかおらず、毎日食事の世話に来ている娘が不審に思い、市へ連絡し事件が発覚した。</p> <p>保険料の滞納等はなく、市から訪問することはないと説明し、ご家族から警察へ連絡するよう促した。</p>
--	--

No.27	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月17日(木)
場所	福井県福井市
内容	<p>午後1時10分頃、福井市に住む被保険者宅に、市役所保険課(福井市役所とは言わなかった)の者と名乗る若い男から電話がかかってきた。</p> <p>男は「返還する医療費が4万いくら(端数まで言ったが覚えていない)有り、通知を出したが4月末までに手続きをしていないので電話した」、「携帯電話を持っているか」と訊かれたため、被保険者が「持っていない」と答えると、男に「社会保険庁のほうへ電話をつなぐからそのまま待っていてほしい」と言われ、機械音のような音が鳴り、2～3分そのまま待っていたが、何も言っていないので電話を切った。</p> <p>被保険者は電話を切った後、それらしき通知が届いているか調べたが見当たらず、当後期高齢者医療広域連合に問い合わせたが本件事案が判明したもの。</p> <p>今後、電話が架かってきても、警察、市役所(町役場)にもすぐに連絡するように被保険者に伝え、市町村職員等を名乗る者からの不審電話が、全国で多発しているため、注意するように伝えた。</p>

No.26	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月16日(水)
場所	山口市
内容	<p>山口市内の後期高齢者医療被保険者宅へ「5月が期限となっている過払いの医療費を還付するので、携帯電話からフリーダイヤル(キクチ宛て)に連絡してほしい。」との電話があった。被保険者が携帯電話を持っていないことを伝えると、電話はそこで切れた。不審に思った被保険者から山口市保険年金課に相談があり、事案が判明した。</p> <p>山口市保険年金課では、被保険者に次に同様の電話があっても指示に従わず、市役所に相談するよう伝え、山口警察署に情報提供を行った。</p> <p>なお、山口市保険年金課には、同日、同様の不審電話の相談がほかにも複数、寄せられている。いずれも実際の被害は出ていない。</p>

No.25	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月14日(月)

不審な電話や訪問等の一覧

場所	長野県伊那市
内容	<p>伊那市において振り込め詐欺事件が発生した。主な内容としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の者という男から電話が来る。 ・高額医療費の返還があるのでフリーダイヤルに電話するよう求められる。 ・口座番号などを聞かれ、ATMへ誘導される。 ・振り込みがあったかを確認させ、ATMから指定口座に振り込ませる。 <p>上記の被害額約40万円。同日、同様のケースの連絡が他7件あった。(伊那署)</p>

No.24	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月11日(金)
場所	青森県弘前市, 青森市
内容	<p>事例1</p> <p>弘前市において、市役所職員(はっきりとは聞き取れなかったが)を名乗る男性からの不審電話があったとの相談、問い合わせが寄せられた。</p> <p>還付されるお金があるのでその旨通知したが、その通知は届いているかという内容の電話であったとのこと。</p> <p>手元に後期高齢者医療健康診査受診券があったので、「これのことか?」と電話相手に聞いたが「それではない。わからなければ社会保険事務所に電話して聞けばわかる。これから社会保険事務所の電話番号を言うのでそこにかけてほしい。」と言われたが、その後すぐ電話相手の方から切られたため、社会保険事務所の電話番号は聞いていない。</p> <p>自分でも社会保険事務所の電話番号を調べようと思ったが、調べられなかったため、手元の受診券に記載されていた高齢医療係に電話をしたことにより、本事案が判明した。</p> <p>同様の相談、問い合わせが6件(うち後期高齢者医療被保険者1件)寄せられ、実際の被害は確認されていない。</p> <p>事例2</p> <p>青森市において自宅に電話があり、「平成18年～23年の5年間の医療費返還金がある。以前に通知を送っているが手続きされていないので電話をした。社会保険事務所のタカハシに電話してほしい。」とフリーダイヤルの番号と「認証番号……」を伝えられた。電話で口座番号を聞かれたので答え、ATMへ行くよう促されたが不安になって操作等していないとのこと。不審に思い市役所に電話をしたことにより、本事案が判明した。</p> <p>事例3</p> <p>青森市において市役所医療保険課のオガタ(男性)さんから電話があり、「過去5年間の医療費の還付金があり、水色の封筒でお知らせを送ったが1/30までに手続きされていない。今日午後3時までに社会保険事務所(0120……)に電話をしてください」という内容で、夫と自分の名前・生年月日を聞かれたので答えたとのこと。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>電話番号案内に社会保険事務所の番号を聞いたら、年金事務所等に改編されているとのことで、不審に思い市役所に電話をしたことにより、本事案が判明した。</p> <p>同様の相談、問い合わせが2件寄せられ、実際の被害は確認されていない。</p>
--	---

No.23	
種類	不審訪問
発生年月日	平成24年5月14日(月)
場所	大阪府大東市
内容	<p>大東市内において、貴金属買い取り商を名乗る者が被保険者宅を訪れ、金以外の金属を買い取った後で、被保険者に生年月日と後期高齢者医療制度の被保険者番号を尋ねて帰った。</p> <p>不審に思った被保険者が、市役所に事件の顛末の連絡を入れたため、本事案が判明したものの。</p>

No.22	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月9日(水)
場所	山口県萩市
内容	<p>ケース1</p> <p>午前中、萩市の被保険者宅に萩市の者と名乗る男性から電話があった。「1月に医療費の還付についての書類を送付したが、まだ手続きが済んでいない。4月27日が最終締め切りであるが、本日5月9日が本当の締め切りだ。」という内容だった。</p> <p>被保険者はそのような手紙については覚えがなく、電話番号を聞き、一旦電話を切ってかけ直してみたが全く関係のない番号であったため、被保険者の家族から、同日朝10時頃、萩市市民課に連絡があった。</p> <p>萩市で調査したところ連絡をした者はおらず、また後期高齢者医療と介護保険の高額療養費、保険料・税の還付、及び滞納についても該当はなかった。また、被保険者の家族が年金事務所にも確認をとったが、該当はないとのことであり、不審電話であると結論した。萩市では、被保険者の家族に、市では該当がないこと、また、同様の電話がかかってきた場合は、一旦電話番号を聞いて電話を切り、萩市の者と名乗った場合は、再び萩市にご連絡いただくようお願いし、萩市でない場合も、電話帳で確認できる電話番号か確認した上で、不明な場合は警察に連絡するように伝えた。</p> <p>ケース2</p> <p>午後12時30分頃、被保険者の家族が、「医療費の差額49,129円の還付金があるが締め切りが今日なので至急ATMに行って手続きをしてほしい。」と市から電話があったので、相談のため来庁された。</p> <p>萩市で確認したところ、電話をした事実はなく、医療費関係の該当もなかった。電話の</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>相手が名乗った担当者は実在しないこと、連絡先の電話番号がフリーダイヤルであること、ATMでの手続きを求めていることから典型的な詐欺の手口であることを伝え、家族に警察に相談するように伝えた。</p> <p>本日既に同様の相談を1件受けていたため、市からも萩警察署へ通報した。</p>
--	---

No. 2 1	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月9日(水)～5月10日(木)
場所	大阪市熊取町, 柏原市, 高石市, 堺市
内容	<p>ケース1</p> <p>5月9日午後1時頃、熊取町役場医療保険課のホンダと名乗る者から、80歳の女性に対して、「5年分の医療費の過払金49,238円の還付申請書を以前送付しましたが届いていますか。4月30日までが申請期限となっていますが、すぐに手続きを行えば間に合います。受付番号は、「●●●●●●」です。一度0120-●●●-●●●へ電話してください。」と連絡があった。</p> <p>本人が、教えられた電話番号に連絡するとマツナガと名乗る者がでて、「49,238円の還付金を振り込みますので、午後2時頃、ATMへ行って確認してください。」と言われた。</p> <p>午後2時30分頃、近所のATMへ行き、入金を確認したところ、入金されていなかったため、再度電話したところ、相手の指示により、ATMを操作させられ約73万円を振り込んでしまったもの。</p> <p>しかし、本人が振り込め詐欺であることを早期に気づき、金融機関(紀陽銀行)及び警察に届け出ることにより、振込先口座(ゆうちょ銀行)が凍結されたが、返金されるかどうかは、現段階では不明。</p> <p>ケース2</p> <p>5月10日(木)午前10時30分頃、熊取町において、保険課の「ホンダ」と名乗る者から79歳の女性宅に「医療費控除の申請書を12月に送付したが届いていませんか。4月末が提出期限になっているが届出が出ていないのですが。」と連絡があった。</p> <p>女性の息子が対応したため、「医療費控除の申請とは何か。どちらの役場か。」等を訪ねると、「・・(不明)・・2階です。」とよくわからない回答をして電話を切られた。</p> <p>ケース3</p> <p>5月10日(木)午前11時30分頃に熊取町において、役場のマツナガ及びホンダと名乗る者から「医療費の返還金が49,428円あるが、手続きできてない。至急銀行で振込み確認してほしい。」との連絡があった。</p> <p>本人が、池田泉州銀行と紀陽銀行に口座があることを伝えると、「駅前の池田泉州銀行へ行ってから、0120-●●-●●●●へ電話してほしい。」と言われた。</p> <p>これに対し、駅前は遠いと伝えると、「松源にATMがあるよ。」と言われたため、本人が、</p>

不審な電話や訪問等の一覧

不審に思い、電話を切った。

その他 国民健康保険についても同内容の不審電話の情報提供が10件あり、合計で13件の不審電話が確認されている。

ケース4

5月9日、柏原市の被保険者宅に、公的機関の職員を名乗るものから、「還付金の請求手続きの書類を送付したが、まだ申請がない。還付の手続きを取りたいので、携帯電話を持って、近くの金融機関に行き、自動現金預け払い機の前に着いたら、フリーダイヤルに電話をかけてほしい。」との不審電話があった。

電話の内容について、不審に思った被保険者等が、市役所に確認の電話を入れたことにより、本事案が判明した。

ケース5

5月9日、高石市の被保険者宅に、上記2市町と同様の不審電話があった。被保険者等から、市役所に確認の電話を入れたことにより、本事案が判明した。

ケース6

5月9日、堺市の被保険者宅に、上記3市町と同様の不審電話があった。被保険者等から、当広域連合に確認の電話を入れたことにより、本事案が判明した。その他、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の被保険者以外を含めて、同市内で合計3件の不審電話が確認されている。

不審な電話や訪問等の一覧

No. 20	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月24日（火）～5月7日（月）
場所	東京都
内容	<p>ケース1</p> <p>平成24年4月24日（火）午後12時半頃、都内区部在住の被保険者へ、「霞が関の社会保険庁です。」と名乗る男性から電話があり、「今、1年間の後期高齢者医療保険料を取りすぎていた方へ順番に連絡している。あなたは調べたところ84,700円の返金があるので、個人情報をお願い。」と言われた。</p> <p>被保険者が名前・住所・電話番号・生年月日を答えると、「携帯電話は持っていないか。」と聞かれたため、「番号は教えたくない。」と答えた。</p> <p>さらに、「銀行口座を教えてください。」と言われたため、被保険者は不審に思い、そこまで教える必要があるのか問いただしたところ、「それなら預金残高を教えてください。」と言われ、「預金残高が1,500万円以上だと返金が後回しになり、残高が低い方が優先的に返金されるので、預金残高が少ない銀行口座の方が都合が良い。」との説明があった。</p> <p>その後、「指定した番号に電話し、お客様の番号を登録すれば返金される。」と案内されたため、電話を切った後に案内された番号へかけてみたところ、すぐに別の男性が出たが、怖くなってそのまま電話を切った。</p> <p>その後、折り返し2回程電話がかかってきたが無視し、区役所へ確認の電話をした。</p> <p>区役所では、保険料の還付を確認したが発生していないこと、後期高齢者医療保険の事務手続きは東京都後期高齢者医療広域連合と区市町村が行っており、社会保険庁は直接関係ないということ、今回のケースは不審電話であることを伝え、今後も十分注意するように伝えた。</p> <p>ケース2</p> <p>平成24年5月7日（月）に、都内区部在住の被保険者に社会保険庁の者と名乗る者から電話があり、5年に一度保険料の還付が行われる旨の話で、「55,000円程度を振り込むので、口座番号を教えてください。また、1,000万円以上お金があると振込みできない。」と言われた。被保険者が、連絡先を聞いたが答えず、後から電話すると言われて電話を切られた。</p> <p>ケース3</p> <p>平成24年5月7日（月）午後2時頃に、都内区部在住の被保険者に「50,000円の高額療養費が未申請であるため、病院名と口座がある銀行名を教えてください。」との電話があった。被保険者が答えると、相手からは承認番号を伝えられ電話は切れたが、本人には身に覚えがなかったため、区役所に確認の電話をしたことにより事件が発覚した。</p> <p>被保険者には、再度電話がかかってきたら警察に連絡するように伝えた。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

No.19	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月8日(火)
場所	広島県竹原市
内容	<p>午後2時頃、竹原市在住の被保険者宅へ電話があり、「医療費の還付金があるので、ゆうちょ銀行の口座番号を教えてください」「近くのATMへ行き手続きをするように」などと指示を受けた。</p> <p>被保険者はその電話を不審に思ったため、近所の住民へ相談し、その近所の住民から当広域連合へ連絡があったことで事件が発覚した。</p> <p>なお、警察へ事件を届け出るよう、当広域連合から女性に依頼した。また、被保険者に金銭的被害はない。</p>

No.18	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月8日(火)～9日(水)
場所	大阪府八尾市、松原市、藤井寺市、田尻町
内容	<p>5月8日(火)八尾市の被保険者宅に、不審電話があった。被保険者等から市役所に確認の電話を入れたことにより本事案が判明した。</p> <p>※同様の事例が15件確認されている。(以下抜粋)</p> <p>社会保険庁のモリヤマを名乗る者から電話があった。還付金4万円があるとのことで口座番号を聞き出そうとするも、不審に感じたため電話を切り、市役所へ問合せた。</p> <p>社会保険庁の職員を名乗る者から電話があった。息子が電話対応。折り返し0120-000000へ電話をかけるよう伝えられる。不審に感じたため市役所へ確認の電話。上記番号へ市役所健康保険課高齢者医療係職員が電話したところ、男性の声で「社会保険庁です。」と対応、「医療費の件ですか？」と尋ねてきた。所在地を聞くと電話を切られた。</p> <p>八尾市医療課サカモトを名乗る男性から電話があった。</p> <p>「平成23年12月28日に医療費の還付金申請書を送ったが申請がない。書類は届いているか。」との内容。不審に思い、問いただすと代表電話000-0001、内線0000を告げられ、さらに問いただすと、電話を切られた。電話の内容を不審に思い、市役所に電話があったもの。</p> <p>社会保険事務所の職員を名乗る者から電話があった。</p> <p>「医療費の還付金49,362円分の還付書類送ったが、返送が確認できていない。今日中に処理すれば間に合うので0120-0000-0000へ電話して、手続き方法を聞いて</p>

不審な電話や訪問等の一覧

欲しい。」との内容。被保険者がその番号へ電話すると、すぐに「かけ直す。」と一旦電話を切られる。

5分後にモリヤマを名乗る男性から電話があり、「近くに銀行はないか。」と聞かれ、「店舗かATMはある。」と被保険者が回答、「ATMにすぐに行って、着いたらフリーダイヤルに電話をして、〇〇〇〇〇番と伝えてくれ。」とのこと。

本人は外出が難しく、代わりに妻がATMへ行き架電。相手方は、「ATMの機械故障が多いので、奥様の口座番号も教えて欲しい。」とのこと。妻は、夫の口座情報しか持参しておらず、夫に確認の電話を入れたところ、話の内容を不審に思った夫から、市役所に電話があったもの。

なお、被害者本人によると、妻は口座通帳を取りに戻る旨の話をしていたので、恐らくATM操作はまだ行ってないだろうとのこと。万が一、操作を行っており、残高が極端に減っているような事があれば、直ぐに警察に届けるように案内する。

八尾市の機関（詳細は不明。）のハラグチと名乗る男性から「去年の年末に、家族全員の医療費の払戻の通知を送ったが、まだ申請されていない。本日3時までには、口座番号等を社会保険事務所に連絡するように。社会保険事務所の連絡先は、0120-〇〇-〇〇〇〇。」との電話があった。

以前に、八尾市国保の高額療養費の申請経験があり、申請期限や社会保険事務所へ連絡するとの点を不審に思ったため、一旦電話を切った後に、市役所へ確認の電話を入れたとのこと。

八尾市医療課サカグチを名乗る男性より電話があった。「平成19年度からの医療費4万円ほどを還付する。」との内容。0120-〇〇〇〇〇〇へ電話するよう伝えられた。

八尾市役所の職員を名乗る男性から「去年の年末に医療費の払戻の通知を送ったがまだ申請されていない。本来なら4月末までが申請期限だが、本日3時までには口座番号等を連絡すれば、払戻に間に合う。社会保険事務所の連絡先は0120-〇〇-〇〇〇〇。」との電話。相手は、被害者の苗字を把握しており、普段留守がちな自宅ではなく、店の番号（公開）に電話してきた。対応に不審なものを感じたため、市役所に確認の電話を入れたとのこと。

同日、松原市の被保険者宅に2件、翌9日に藤井寺市の被保険者宅1件、同じく9日に田尻町の被保険者宅1件。それぞれ、上記八尾市と同様の不審電話があった。被保険者等から、市役所に確認の電話を入れたことにより、本事案が判明した。

いずれの事例も被害はなかった。

不審な電話や訪問等の一覧

No.17	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月2日(水)
場所	岐阜県
内容	<p>正午から午後2時ごろにかけ、役場職員を名乗る男性(氏名は聞き取れず)から「平成23年12月に5年間の医療費の差額支給(49,147円)の申請書を郵送したが申請がない。4月末が申請期限であり、期間が過ぎたため役場では申請できないので、社会保険事務所(社会福祉協議会)で手続きをお願いしたい。」と電話があった。その際、携帯電話、キャッシュカードの所持を尋ねられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を持っていないと答えた場合 高齢により携帯電話は持ってないと答えると、「息子さんへ連絡をとります」などと言って電話が切れる。 ・携帯電話、キャッシュカードを持っている場合 大型ショッピングセンターのATMを指定して、社会保険事務所(電話0120・・・お客様番号・・・)へ電話するよう指示があった。 <p>不審に思い、また、息子の携帯番号を連絡しようとして事件が発覚したもの。</p> <p>町では、手続きは書類にて行なうため電話での案内をしていない旨伝え、注意を促すとともに、警察へ連絡をし、連携をとり、町行政無線において、注意喚起と警察への情報提供を呼びかける放送を行った。(午後2時25分) 今回の被害は特になかった。</p>

No.16	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年5月1日(火)
場所	福岡県福岡市
内容	<p>午前11時頃、福岡市内の被保険者宅に、南区医療保険課の「オカダ」と名乗る人物から、「医療費の払戻しの申請書類を送付していたが、4月末が申請期限である。社会保険事務局(0120-●●-●●●●)に連絡し、手続き方法を確認するように。」との電話があった。返還する医療費は「平成18~23年分で49,641円」と告げられた。</p> <p>教えられたフリーダイヤルへ電話すると「ナカムラ」という人物につながり、指示に従ってスーパーのATMで操作したところ、498,641円が引き落とされた。</p> <p>同日午後3時頃、被害にあった被保険者から、福岡市南区保険年金課へ電話があり、本件が発覚したもの。なお、ほかに3人の方から同様の通報があったが、幸いにも被害はなかった。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

No.15	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月26日(木)
場所	奈良県生駒市
内容	<p>生駒市在住の被保険者宅に、生駒市役所医療保険係のマエダと名乗る男性から電話があり「平成18年から平成23年までの保険料に49,758円の還付が発生している。通知書に金額が出ていたと思う。還付通知は12月に送った。書類がなかったら、〇×事務所に還付する方法を電話して確認してほしい。とりあえず、口座番号を電話で教えてもらったら、取り急ぎ手続きします。」という内容であった。</p> <p>今回は被保険者が口座番号を教えず、「還付するお金があるならそちらで使ってください。」と答えて電話を切る対応をされ、市役所担当者へ連絡があり判明しました。</p> <p>また、4月27日にも、同市で電話を受けた家族がコンビニのATMからお金を振り込まされる事例が発生しています。</p>

No.14	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月20日(金)
場所	静岡県沼津市
内容	<p>14時ごろ、沼津市の被保険者(80歳・女性)宅に「役所のアイカワ」と名乗る男性から電話があった。4月13日に医療費の還付についての書類を送付したが、まだ手続きが済んでいないという内容だった。</p> <p>携帯電話はあるか、カードはあるか等質問され、銀行の営業時間内にATM等で手続きするよう案内された。</p> <p>電話の相手は市役所職員だと判断し、携帯番号・取引先銀行を口答した。なお、口座番号は聞かれていない。「通帳を探してから電話するので番号を教えてください」と言うと、「私から電話するのでいい」と断られた。</p> <p>その後、携帯電話に何度か着信があり、指示に従って近隣のコンビニエンスストアへ行き、店員に教えてもらいながら記帳した。記帳しても残高が変わらないと告げると、「銀行へ私から問い合わせしてみる」などと言っていた。</p> <p>携帯電話の電池が切れたため、自宅へ戻り市役所に電話したところ、高額療養費・保険料還付などで未済のものはなく、不審電話であることが判明した。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

No.13	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月24日(火)
場所	三重県松阪市
内容	<p>昼前頃、松阪市内の後期高齢者医療被保険者宅へ市役所保険課の鈴木と名乗る男性から「医療費の還付がある。12月に手続きをしなければならぬものがまだされていない。社会保険事務所で手続きするように。」との電話がありました。</p> <p>被保険者の妻が電話に出たため、「夫に聞いて欲しい。」と言うと、男は「折り返す。」と言って電話を切ったとのこと。妻から話しを聞いた被保険者が電話を待っていましたが、かかってこないため、市役所へ問い合わせたことで、本事例が判明しました。</p>

No.12	
種類	不審訪問
発生年月日	平成24年4月17日(火)
場所	富山県富山市
内容	<p>富山市内の被保険者(女性)宅に、不要な貴金属を買い取りたいと、2人の男女が訪問した。</p> <p>当初、何点かの貴金属を処分しようと思ったが、買取金額が低額なため断ったところ、営業活動をしていたことを会社に報告しなければならないからと、被保険者宅の電話番号や被保険者証の番号を尋ねられ、つい教えてしまった。</p> <p>最近、不審な詐欺事件の報道が続くことから不審であることに気づき、すぐにその男女に被保険者番号等を控えたメモを返すか消すように求めたが断られた。</p> <p>怖くなった本人が、当広域連合に相談の電話をかけたことにより本事案が発覚した。</p> <p>当広域連合では、被保険者番号だけでは実害を受ける可能性は考えにくいですが、念のため警察に連絡するよう促し、安易に被保険者証等の情報を他人に教えないよう注意した。</p>

No.11	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月19日(木)
場所	山口県山口市
内容	<p>午前9時30分頃に山口市保険年金課職員を名乗る男性(名前は覚えていないとのこと)から山口市内の後期高齢者医療被保険者宅に電話があった。内容は、「平成18年頃からの医療保険の過払い(約3万9千円)があったので、還付する旨の通知を1月に郵送し、締切が昨日までだったが、まだ何とかなる。銀行に行ってフリーダイヤルに連絡してほしい。」といったもの。</p> <p>被保険者は、銀行に行き、教えられたフリーダイヤルに連絡(タカハシと名乗る男性が出る。)すると、量販店のキャッシュコーナーに行つてほしいと依頼された。この時点で</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>不審に思った被保険者は、「直接、市の保険年金課に行くのもう結構。」と答え、市内の地域交流センター（出張所）に相談し、事案が判明した。</p> <p>山口市保険年金課では、被保険者に次に同様の電話があっても指示に従わず、市役所に相談するよう伝え、山口警察署に情報提供を行った。</p> <p>なお、山口市保険年金課には、この連絡の後、同様の手口の不審電話の相談が2件寄せられた。いずれも実際の被害は出ていない。</p>
--	---

No. 1 0	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月6日（金）～13日（金）
場所	東京都
内容	<p>ケース1</p> <p>平成24年4月6日から13日にかけて、都内の複数の区で、後期高齢者医療制度の被保険者宅に区役所の職員を名乗る者からの不審な電話が多発した。</p> <p>電話内容には共通点が多く、「医療費を多く払いすぎているため、5万円程の還付金があるので、振り込み先の銀行口座番号を教えてください。」というものである。</p> <p>これらの件については、電話を受けた被保険者やその家族が、不審な電話として、区役所や警察に問合せを行うなどの対応を行っており、被害の連絡はない。</p> <p>ケース2</p> <p>平24年4月12日午前11時頃、都内市部在住の後期高齢者医療制度の被保険者宅に、市役所医療保険課マツモトと名乗る男性から被保険者に電話があり、「申請期限をすぎた高額療養費の還付金があり、払い戻しの手続きをするので社会保険事務局に至急電話してほしい。」と言われた。</p> <p>被保険者が社会保険事務局の電話番号として教えられた番号に電話をかけると、アライと名乗る係員が出て、お客様番号（●●●●●●）を告げられ、「還付金を5分以内に振り込むので口座番号を教えてください、10分たったら口座にきちんと振り込まれているか確認してほしい。」と言われた。</p> <p>被保険者が口座情報を教えた後、振込がされているかを確認したが、振り込まれていなかったため、被保険者が再度電話し、なぜ入金されていないか尋ねると、「銀行がシステムの改修をしているため、うまく振り込めなかった、別の口座を教えてください。」と言われた。</p> <p>被保険者が不審に思い断ると、「郵便の為替で送るので、2、3日待つてほしい。」と言われたため、さらに不審に思った被保険者が、還付金の送金方法が口座振り込みから為替に変わったことを市役所の医療保険課に確認すると言っていると、社会保険事務局の方で連絡するので、被保険者の方から市役所には連絡しなくてよいと断られた。</p> <p>このことにより、被保険者が振り込み詐欺を疑い、市役所保険課に問い合わせをした。同様の不審電話が何件も発生している。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

No. 9	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月16日（月）
場所	茨城県取手市
内容	<p>午後2時ごろ、取手市内の被保険者宅に市役所職員を名乗る者から「平成19年度から平成23年度までの保険料について納めすぎた分がある。3月31日が期限だったが、それ以降は社会保険庁への連絡等が必要になる」との電話があった。携帯電話の番号なども聞かれたが、もっていないことを伝えると電話を切られた。</p> <p>電話の内容を不審に思った被保険者が市担当課に相談したことで事案が判明した。このほかにも数件、不審な電話についての相談が市担当課に寄せられている。</p>

No. 8	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年3月下旬～4月上旬
場所	神奈川県内
内容	<p>神奈川県内において、社会保険事務所や市町村職員を名乗る者から、「5年分の医療費の還付金があるので手続きをしてほしい」「わからない場合は折り返し電話がほしい」などといった不審電話が多数報告されており、3月下旬から現在までで約30件程度の報告があります。</p> <p>内容は口座番号を聞いたり、ATMでの操作を誘導したりするもので、4月9日に発生した横浜市磯子区の事例では約50万円が引き落とされてしまった、という報告がされています。</p>

No. 7	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月10日～12日
場所	三重県熊野市、志摩市
内容	<p>ケース1【熊野市】</p> <p>4月10日午前中、81歳女性宅に、医療費の返還があるとの電話があり「キャッシュカードを持っているか。」と尋ねられ、「持っていない。」と返事をしたところ、怒ったように電話を切られたとのこと。</p> <p>不審に思った被保険者が市役所に連絡し、本事例が判明しました。</p> <p>ケース2【熊野市】</p> <p>同日、後期高齢者の女性宅に、医療費の返還があるとの電話がありましたが、本人がおかしいと思ったので「いない。」と電話を切ったとのこと。</p> <p>別件で市役所へ来庁された際、話をしたことにより本事例が判明しました。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>ケース3【志摩市】</p> <p>平成24年4月12日（木）午後1時30分頃、志摩市内の被保険者（86歳）宅へ保健所を名乗る者から「後期高齢者医療費の還付金があり、先月通知がいったはずだが、まだ、受取りにきていない。」との電話がありました。被保険者は11月に広域連合から届いた振込通知（ハガキ）を覚えていたため、「先月は届いていない。」と答えると「携帯電話をもっていないか。」と聞かれ、「もっていない。」と言うと、「部長に確認する。」と言って電話がきれたとのこと。</p> <p>被保険者が11月のハガキのことなのかと市役所に電話したことで、本事例が判明しました。</p> <p>ケース4【志摩市】</p> <p>平成24年4月12日（木）午後2時30分頃、市役所窓口へ被保険者（75歳）が30分前に市役所から電話があり「医療費の還付金の件で、先月に通知した。受付に来てくれたらわかる。3時までに来てほしい。」また「携帯電話をもっているか。」と聞かれたため来庁されたことによりこの事案が判明しました。</p> <p>どこから電話がかかってきたかわからないが、被保険者は市役所からだと思いこんでいたとのこと。</p>
--	--

No.6	
種類	不審訪問
発生年月日	平成24年4月上旬頃
場所	愛知県瀬戸市
内容	<p>瀬戸市内の医療機関に来院した被保険者が保険証を持参しなかったため、医療機関窓口で問い合わせたところ、一週間ほど前に瀬戸市役所職員を名乗る女性が自宅に来て、「被保険者証を変更する必要がある」と言われたため保険証を預けてしまったとのこと。</p> <p>医療機関より瀬戸市役所に確認の電話があり発覚した。</p>

No.5	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月5日（木）
場所	愛知県豊田市
内容	<p>午前10時頃、市職員を名乗る男から豊田市在住の被保険者宅へ電話があった。電話は、「年金や保険金の過払い分を還付する」という内容であった。教えられたフリーダイヤルの番号に電話したところ「ゴトウ」と名乗る男が出て、近くの金融機関で男の指示通りにATMを操作するうちに33万円をだましとられたというもの。</p> <p>未遂におわったが、同様の電話があったと問い合わせが3件、市役所に情報提供された。</p>

不審な電話や訪問等の一覧

No. 4	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月10日（火）
場所	三重県桑名市
内容	<p>午後3時頃、桑名市内の被保険者宅へ保険課を名乗る者から「医療費の還付金が4万円程あり、以前に通知したが日が過ぎてしまっている。今から郵便局の口座へ振込むので確認に行ってほしい。」との電話がありました。また、携帯電話を持っているか聞かれたとのことです。</p> <p>不審に思った被保険者が市役所に連絡し、本事例が判明しました。</p> <p>桑名市担当課が調査したところ、後期高齢関連の保険料、高額療養費ともに還付金は発生していませんでした。被保険者に対し、還付金は発生していないことと市役所から金融機関に出向いてもらうといった連絡はしないことを伝え、このような不審な電話があれば警察に連絡するよう注意喚起しました。</p>

No. 3	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年2月21日（火）
場所	大分県大分市
内容	<p>大分市内の90歳（夫）と78歳（妻）の被保険者宅に医療保険事務所の者と名乗る男から電話があり、「二人あわせて49,187円の医療費の戻りがあり、11月末に申請用紙を送ったがまだ届いてないので2月末までに申請してほしい。」と言われた。被保険者が申請書に記入しないといけないか尋ねると「電話でもできるので、携帯電話をもっているのか？」などと聞かれた。</p> <p>不審に思った被保険者が相手の電話番号を教えてほしいと言うと、電話が切れ通じなくなった。今月になって以上の連絡が当広域連合にあり、大分市に還付について確認したがそのような還付は発生していないので、不審電話であることが判明した。</p>

No. 2	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年3月29日（木）～4月4日（水）
場所	東京都
内容	<p>ケース1</p> <p>3月29日（木）、市役所保険課または社会保険庁の職員を名乗る者からの不審な電話を受けたとの情報が、複数の市民の方から寄せられた。</p> <p>内容は、医療費を払い過ぎているので還付が生じており、社会保険庁（電話番号0120-●●-●●●●●●）に電話するようにと告げられた。問い合わせ番号（●●●●●●●●）をその際伝えるようにとのことで、電話してみると通帳、キャッシュカード、印鑑がある</p>

不審な電話や訪問等の一覧

か確認され、時間はあるかと問われた。15分くらいならと答えると、また少ししてかけ直すと言われた。

不審に思い、市役所保険年金課に連絡したところ、そのような還付は生じておらず、市からの電話をした経緯もないことが判明した。警察への連絡をお願いした。また、市民への注意喚起を促すため、安全対策メール登録者への情報提供メールを配信手配。

3月30日時点での市への連絡件数は後期高齢者医療被保険者1件、国民健康保険被保険者1件の合計2件。市が把握する限りでは、振込みに繋がるような実害は確認されていない。

ケース2

4月2日(月)午前9:30頃、市民(75歳)から介護保険係に医療費還付について問合せがあり、後期高齢者医療係に転送された。内容に不明な点があったため、市役所に確認の電話をしたとのこと。

内容は「福祉課ヤマノウチと名乗る者から電話があり、平成20年度からの医療費の還付がある、後日厚生労働省から連絡があるとのこと、その際住所、生年月日を教えた。」

市の対応として、後期高齢者医療係、国民健康保険係、納税課等確認したところ、還付はなく、ヤマノウチという職員もいないため、警察へ連絡するよう伝えた。庁内においても関係部署に連絡し、注意を促した。(その直後、国民健康保険係に72歳の方から、同じような問合せがあった。)

ケース3

4月2日(月)午前10時30分頃、区役所保険課と名乗る者から「夫の保険料還付金がある」と妻に電話があった。夫は20数年前に亡くなっていたので、そのことを告げると電話は切れた。不審に思い、国保・年金課老人医療まで連絡をした。

ケース4

4月2日(時間は覚えていない)、市役所の男性職員から医療費が10年間でおよそ6万円多く支払っており還付したい。手続きを進めるので0120-●●●-●●●へ電話して欲しいと言われた。

折り返し指定の電話番号に連絡したところ医療費の担当者が出て、取引先の金融機関、口座番号、預金額を教えて欲しいと言われたので教えてしまった。

還付の手続きを進めるにあたり、●●銀行を指定したいので●●銀行との取引はあるかと尋ねられたが、ない、と答えたところ電話を切られた。

その後連絡がないことを当該被保険者が不審に思い、4月5日午前9時15分頃後期高齢者医療係に連絡をしたことで発覚した。

関係各所に確認をした上で医療費の還付が無いことを説明し、併せて、市役所から書類もなしにお金を還付したり、電話をかけ直させるようなお願いはしないこと伝えた。

なお、当該被保険者は、取引先の金融機関に連絡し被害がないことを確認している。

警察にも連絡してもらうこと、都内で不審電話情報が多く寄せられていることを説明

不審な電話や訪問等の一覧

	<p>し、今後も十分に注意するよう伝えた。</p> <p>ケース 5</p> <p>4月4日（水）午後0時20分、区在住の被保険者（82歳 男性）から「区役所の福祉部に電話したいので電話番号を教えてほしい」との問合せあり。</p> <p>福祉部の電話は担当で分かれているので、どのようなご用件か伺うと、「先ほど30分ほど前に、区役所福祉課ナカヤマから『社会保険庁から医療費の戻り分67,400円の通知を送っているが届いていないか？携帯番号0120-●●-●●●●へ電話してほしい。』と電話があった。医療費なのに社会保険庁から通知はおかしいし、区役所の電話番号が携帯番号なのもおかしいと思い確認の電話をかけた。」との内容だった。</p> <p>すぐに「0120-●●-●●●●」のような電話番号は区役所にはなく、82歳の被保険者様への後期高齢者医療保険は、区役所介護・高齢者医療課と東京都後期高齢者医療広域連合が所管しているので、福祉課や社会保険庁では医療費の還付はしていない。不審者からの電話と思われるため、折り返しの電話はしないようお願いするとともに、念のため警察への連絡をお願いした。</p> <p>当該被保険者に対して、高額療養費の未払いはなく、資格関係からも電話連絡等はしていない。</p> <p>介護高齢者医療課、『福祉課』と聞き取れる部署には「ナカヤマ」と言う職員はいない。区役所安全対策課に連絡、関係各課に情報提供済み</p>
--	--

No. 1	
種類	不審電話
発生年月日	平成24年4月3日（火）
場所	茨城県古河市
内容	<p>午後1時30分頃、古河市の被保険者（80代男性）宅に「ゴトウ」と名乗る男から「医療費の払戻し49,892円がある。本日の午後3時までに手続きをしないとお金が戻らない」との電話があり、手続先としてフリーダイヤルの番号を告げられた。被保険者がその番号に電話をすると、電話に出た者から口座番号などを聞かれ、キャッシュカードを持って近くのATMに行くよう指示された。</p> <p>被保険者は口座番号については教えたが、相手の話す内容を不審に思い、広域連合に相談の電話をしたことで当該事案が判明した。還付金があるとしてATMから現金を振り込ませる手口が多発していることから、このような電話には対応せず、警察にも相談するよう注意を促した。</p>